首都大学東京システムデザイン学部及びシステムデザイン研究科における インターンシップの取扱いについて

インターンシップの実施に関し、首都大学東京システムデザイン学部及び大学院システムデザイン研究科では、以下のとおり取扱っております。

- 1. 本学では、所属する学生の職業意識の向上及び企業に対する理解を深めることを目的として、インターンシップを実施しています。
- 2. 本学では、インターンシップを履修科目の一つとして位置付け、教育活動の一環として、実習内容に応じ単位認定を行っています。インターンシップ実習期間は 5 日間以上とし、また受入企業様には、実習生の参加について実施報告書をご提出いただきます。そのため、実習後には、受入企業様より下記の書類をお預かりいたします。
 - インターンシップ実施報告書
 - インターンシップアンケート
 - インターンシップ日誌(実習生が記入したものを確認いただき、ご署名または押印をお願いいたします。可能でしたら、コメントもご記入願います。)→この書類は実習生が持ち帰ります。
- 3. 実習生は、賃金、報酬、手当等いかなる名称の対価も、受取ることはできません。なお交通費の実費、昼食代に関しては企業様、実習生との間での取り決めによるものとします。
- 4. 実習生に対しては、以下のとおり指導し、誓約書の提出を義務づけております。
 - 担当者の指示に従い実習に専念すること。
 - 受入企業様の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。
 - 実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習を終えた後もまた同様とする。
- 5. 実習生は、実習期間中の事故に備えて、事前に傷害保険及び賠償責任保険に加入し、 実習中の事故に関しては、自らの責任において対応することを義務づけております。
- 6. 実習生が、故意又は過失により第4項に反する行為を行ったときは、本学及び実習生は、実習 先及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負います。

以上について、お問い合わせがございます場合は、下記担当までご連絡ください。

【担当】公立大学法人首都大学東京

日野キャンパス管理部 学務課教務係インターンシップ担当

子族は教務保インターンシップ担当 松村 裕介

〒191-0065 東京都日野市旭が丘6 - 6 Tel: 042-585-8612(8612)Fax: 042-583-5119

Mail: matsumura-yusuke@jmj.tmu.ac.jp